

同居家族がいる場合の生活援助について

同居する家族等^{※1}がいる場合の生活援助については、その同居する家族等が対応することが基本となるため、その同居する家族等が「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合^{※2}」に算定することができるかとされています。

春日市では、居宅サービス計画に同居家族がいる場合の生活援助を位置付ける場合には、事前に保険者である春日市に対して、当該事由の届け出を行うこととしています。

※1 住民票上単身世帯であっても、二世帯住宅や同一敷地内に家族等が居住している場合には、「同居」として整理をしてください。

※2 「指定居宅サービスに要する費用の額に算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(6)(平成12年3月1日老企36号)

(1) 生活援助の算定が必要であると想定される状況

ア 家族等が障がい、疾病等

障がい又は疾病により家事ができない場合については、具体的な疾病名と、それによりどのような家事を行うことができないのかを明らかにする必要があります。

イ その他やむを得ない事情

(例)

- ・ 家族の介護放棄により支障が生じている場合
- ・ 家族が高齢であるため、体力的に対応が困難で介護負担が極めて高い場合
- ・ 本人が認知症であり、一人で食事の準備ができないため、家族不在の時間帯に食事の配膳等が必要な場合

(2) 提出時期

サービス利用を開始する予定日の1週間前までに提出してください。

なお、緊急を要する場合は、電話等により御相談ください。

(3) 提出書類

- ① 居宅サービス計画作成に係る届出書
- ② 居宅サービス計画書（ケアプラン） 第1表～第3表
- ③ サービス担当者会議の要点 第4表
- ④ フェースシート
- ⑤ アセスメントシート

※ 提出書類（居宅サービス計画書等）には、適切な評価を行なっていることが確認できるよう、以下の内容も含めて記録を作成してください。

ア 本人の状況について

- ・ 高齢者日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、ADL、IADL、認知症に関する状況
- ・ 心身の状況、生活リズム等について
- ・ 必要なサービス内容（具体的な支援内容、回数）

イ 家族の状況について

- ・ 家族構成、キーパーソン、主介護者
- ・ 同居家族それぞれについて、支援が困難な理由（心身の状況、勤務の状況（支援が困難な時間）、家庭内の役割（支援・協力している内容）、本人との関係性等）

ウ 代替性の有無の検討

- ・ 必要なサービスそれぞれについて、「家族が不在の時間に援助しなければならぬ内容か」、「代替案（インフォーマルサービスを含む）がないか」など、サービス担当者会議等を通して検討してきた内容

(4) 留意事項

ア 単に「家族が仕事」「日中独居」という理由だけでは、やむを得ない事情には該当しません。

家族が在宅している時間帯（夜間及び休日）において、家族で対応できるものについては、生活援助の対象にはなりません。家族が不在の時間帯において、「援助を行わなければどのような支障が生じるのか」、「その時間帯に援助を行う必要があるのか」、「他に代替手段はないのか」等、サービス担当者会議において十分に検討してください。

また、「家族が家事をやったことがない」、「家族に遠慮があり、頼みにくい」、「利用者本人が家族のためにやっていた家事をヘルパーに頼みたい」という理由だけでは訪問介護の生活援助は算定できません。

イ 同居する家族等の全員が要介護・要支援の認定を受けている場合は、届出の必要はありません。

参考：

「生活援助算定」確認フローチャート

平成28年5月作成

